

保医発0531第1号
平成24年5月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成24年3月5日保医発0305第8号）について下記のとおり改正し、平成24年6月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表のⅡの133の(12)の③の才を次のように改める。

才 コイル・特殊型

次のいずれにも該当すること。

- i 動脈瘤等の塞栓促進を目的としてコイル表面又は内部に加工がなされているものであること。
- ii 加工素材が生体内で分解されず、塞栓促進効果を有するものであること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(別表)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>133 血管内術用カテーテル</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 塞栓用コイル</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 機能区分の定義</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ コイル・特殊型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>i 動脈瘤等の塞栓促進を目的としてコイル表面又は内部に加工がなされているものであること。</p> <p>ii 加工素材が生体内で分解されず、塞栓促進効果を有するものであること。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>(13)～(17) (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>133 血管内術用カテーテル</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 塞栓用コイル</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 機能区分の定義</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ コイル・特殊型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>i 動脈瘤等の塞栓促進を目的としてコイル表面に加工がなされているものであること。</p> <p>ii 加工素材が生体内で分解されず、塞栓促進効果を有するものであること。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>(13)～(17) (略)</p>